身体拘束最小化のための指針

１.原則

身体拘束は、人権擁護の立場からは本来行うべき行為ではない。基本的人権や人間の尊厳を妨げる行為であることを前提に、必要最低限で実施しなければならない。安全な医療を遂行するために他に適切な方法がない場合、または緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束をしない診療・看護の提供に努める。

２.身体拘束の最小化に向けた体制

1）院内に身体拘束の最小化を図る身体拘束最小化チームを設置する。

身体拘束最小化チームは以下の職員で構成する。

医師　　副院長

看護師　統括師長

　　各病棟の主任またはリンク看護師

上記職員に加え、必要に応じ、医師や看護師のほか多職種によるカンファレンス等を行い、身体拘束の早期解除や最小化、廃止に向けた検討を行う

2）身体拘束最小化チーム以下の業務を行う

・実施状況の把握及び報告

・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討

・身体拘束の早期解除に向けた検討

・身体拘束最小化に向けた院内周知及び研修等の取り組み

・定期的な指針の見直し

3）身体拘束最小化へ向けた取り組み

①毎日、日勤帯で医師、看護師長、看護師を含む多職種で身体拘束の解除または軽減が可能か否かカンファレンスを開催し協議する

②身体拘束の緩和または解除にむけて、組織的に対応する

③関わる職員で共通の意識を持ち対応する

④身体拘束をなるべくしないために、原因や誘因の除去への対応をする

⑤代替策を常に検討していく

⑥安全対策や応援体制を行う

３.基本方針

1）身体拘束の定義

身体拘束とは「治療上、身体安全確保を目的として、一時的に該当患者の身体を拘束しその運動を抑制する行動制限のこと」（「衣服または綿入り帯などを使用して一時的に該当患者の身体を拘束しその運動を抑制する行動の制限を言う」厚生労働省告示第 129 号 S63　）

2） 身体拘束の適応要件

身体拘束の適応要件

①意識障害があり、身辺の危険を予知できない

②治療上の必要な安静が守れず、医療機器やライン類を抜去しようとする

③自傷行為や他人に損傷を与える危惧がある

④転倒転落の危険が高い

⑤皮膚掻痒、病的反射などがあり、自分の意思で体動が抑えられないなど

＊以上の状態であり、且つ以下の 3 項目を全て満たすもの

(1) 生命また身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（切迫性）

(2) 身体の行動制限を行う以外、他の方法がみつからない（非代替性）

(3) の期間は一時的である（一時性）

４.身体拘束解除の基準

１）治療や処置が終了して危険が回避できたとき

２）治療やケアの方法を変更して危険の回避ができた時

３）患者の興奮や危険行動等の状態が落ち着いた時

身体拘束の適用要件が改善した場合は、直ちに拘束を解除する

社会医療法人 友愛会　友愛医療センター 医療安全管理室